

入 札 説 明 書

令和7年9月11日さいたま市告示第1451号により公告した「令和7年度さいたま市道路交通騒音・振動調査業務」の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名

令和7年度さいたま市道路交通騒音・振動調査業務

2 入札説明書等に関する質問及び回答

競争入札参加資格、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問を電子入札システムにて提出すること。なお、電子入札システムで提出できない者にあつては所定の様式（質問書）に記入し、電子メールで提出すること。

(1) 質問の提出先（電子メールによる提出の場合）

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

電子メール：kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

(2) 提出期間

令和7年9月11日（木）午前9時から令和7年9月25日（木）午後4時まで

(3) 質問の到着確認に関する問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

電話 048（829）1332

(4) 質問への回答

令和7年10月3日（金）に電子入札システムにて回答する。なお、電子入札システムで提出できない者にあつては電子メールで回答する。

(5) 再質問

実施しない。

3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加の申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 申請の受理

明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。

(2) 提出期間について

令和7年9月11日（木）午前9時から令和7年9月25日（木）午後4時まで

(3) 提出書類について

・過去の契約実績を確認できる書類（契約書（仕様書を含む。）及び検査結果通知書の写し）

- ・入札保証金免除申請書（入札保証金の免除を申請する場合に限る。）

(4) 提出方法について

原則として電子入札システムにより行うこと。

なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送、持参又は電子メールにより受け付けるものとする。

(5) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

市は提出された競争入札参加資格確認申請書等を確認審査以外には、入札参加者に無断で使用しない。また、提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、提出された競争入札参加資格確認申請書等の変更、差替え及び再提出は認めない。

4 入札保証金の免除申請

(1) 入札保証金の免除要件

競争入札に参加しようとする者が、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）第9条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、申請に基づき入札保証金の納付を免除する。

ア 第1号に該当 さいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を、保険会社と締結した者。

なお、加入方法については、入札保証保険を取り扱っている損害保険会社等保険会社に問い合わせること。また、保険会社での審査に時間を要する場合があるので、競争入札参加申込締切間際の加入には注意すること。

イ 第2号に該当 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者。

ウ 第3号に該当 過去5年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行している者。

(2) 入札保証金の免除申請

入札保証金の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書に以下の書類を添付すること。なお、入札保証金免除申請書の本文に適用号数を記入すること。

ア 4(1)アに該当する場合 入札保証保険証券

イ 4(1)イ又はウに該当する場合 契約の締結及び履行状況のわかる書類

5 確認審査結果の交付

(1) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

ア 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

担当 さいたま市環境局環境共生部環境対策課環境審査係 電話 048（829）1332

イ 交付日時

令和7年10月3日（金）午前9時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

(2) 確認審査後の入札参加資格の取扱い

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者が、入札日において入札参加資格の要件をひとつでも満たさない場合及び提出書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合、入札参加資格がない者として入札への参加は認めない。

(3) 入札参加資格がないと認めた者の入札参加資格の再確認について

入札参加資格を有さない旨の通知を受けた者が、入札参加資格がないと認めた理由について疑義がある場合、入札参加資格の再確認を請求することができる。

市は、再確認を請求されたときは、次のとおり回答する。

ア 請求期限

令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 4 時まで

イ 請求先

2(1)に同じ。

ウ 回答日

令和 7 年 10 月 10 日（金）

6 入札

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、入札に参加することができる。

(1) 入札保証金の納付

入札保証金を納付していない場合、入札に参加できない。

ア 納付額

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、入札保証金の免除決定を受けたものは除く。

イ 納付期限

令和 7 年 10 月 15 日（水）

ウ 納付場所

さいたま市の指定金融機関または収納代理金融機関

(2) 入札方法

電子入札システムから入札金額を記録する。やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、事前に紙入札方式参加申請書を入札書提出期限までに環境対策課に提出し、承認を得なければならない。

(3) 再入札の実施

ア 落札者がいない場合は、再度入札を行う。

イ 再度入札の回数は、1 回とする。

ウ 再入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札で無効とされた者は参加できない。

(4) 不調時の取扱い

ア 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結する場合がある。

イ 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 開札結果

落札者となるべきものがあつたときは、開札日に電子入札システムにおいて通知する。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知する。

また、開札結果については後日、情報公開システムに掲載し、入札結果等については、さいたま市ホームページ等にて公表する。

[トップページ](#) > [事業者向けの情報](#) > [届出・手続き](#) > [入札・契約](#) > [入札結果・契約結果情報](#) > [業務委託（建設工事に伴うものを除く）](#)

(7) 入札の無効

ア さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

イ 所定の提出方法によらずに提出された入札書による入札は無効とする。

ウ 到達期限までに到達しなかった入札書による入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市環境局環境共生部環境総務課

電話 048（829）1323

(9) 業務を担当する課

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

電話 048（829）1332

7 契約保証金に関する事項

(1) 契約保証金について

契約締結日までに、契約規則第29条第1項の規定により契約代金（税込み）の100分の10以上の額を納付書で納付する、又は契約規則第29条第2項に規定している契約保証金に代わる担保を提供すること。

(2) 契約保証金免除申請について

契約保証金の免除申請をする場合は、落札者決定後すぐに契約保証金免除申請書と併せて以下のいずれか一方の書類を提出すること。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約の保険証券

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した、本入札と種類及び規模を同程度とする契約書の写し及び履行完了を証明する書類の写し（2契約分、記載が日本語以外の場合はその翻訳も添付すること。）

8 その他

- (1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書及び規程類を熟読し、遵守すること。